

自主的な共済制度の適用除外を求める意見書

平成18年4月1日に施行された「保険業法等の一部を改正する法律」(以後、新保険業法)によって、各団体の構成員のための自主的な共済制度が保険業とみなされ、さまざまな規制を受け、存続の危機に追い込まれている。

新保険業法の改定の趣旨は、「共済」を騙って不特定多数の消費者に被害をもたらした、いわゆるオレンジ共済事件のような「ニセ共済」を規制し、消費者を保護するのが目的であった。ところが、新保険業法の策定と政省令の作成の段階で、当初の趣旨から大きく逸脱し、自主的な共済制度についても、保険会社に準じた規制を受けることになり、PTA団体・障害者など存続困難な状況に陥って制度の廃止を決めた組織も出てきている。

そもそも自主的な共済制度は、団体の目的の一つとして構成員の相互扶助を図るためにつくられ、日本社会に深く根をおろしてきた。団体がその構成員の「仲間同士の助け合い」を目的に、健全に運営してきた自主的な共済制度は「利益」を追求する保険業とは全く異なっている。その自主的な共済制度を強制的に保険会社や少額短期保険業者にしなければ運営できないようにし、利益を追求する保険会社と同列において、一律に様々な規制を押し付けることになれば、多くの自主的な共済制度の存続が不可能となり、憲法で保障された「結社の自由」や「団体の自治権」を侵すことになる。

このように、政府・金融庁が日本の健全で自主的な共済制度に、規制と干渉を行なうことは、その団体と加入者に多大な不安と損失を招くことになる。

政府ならびに国会におかれては、以上の現状を踏まえ、下記の事項について早急に実行されるよう強く要望する。

記

- ・ 自主的な共済制度を新保険業法の適用除外にすること

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する

平成21年3月 日

三重県東員町議会